

告 示

埼玉県告示第百九十九号

飯能市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年三月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	認定年月日
飯能市	平成二十七年度	地籍図二十八枚	平成三十年三月
	平成二十八年度	地籍簿一冊	平成三十年三月
		大字双柳の一部	平成三十年三月
		双柳第六地区	平成三十年三月
		（双柳の一部）	平成三十年三月
			二月二日